

# 新旧対照表

新		旧																													
補償コンサルタント業務の発注基準		補償コンサルタント業務の発注基準																													
<p>1 補償コンサルタント業務入札参加資格の申請資格……「補償コンサルタント登録規程による補償コンサルタント業者」である者</p> <p>2 補償コンサルタント登録規程の概要(登録要件) 国土交通省のホームページ「補償コンサルタント登録制度」に記載のとおり(<a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk1_000025.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk1_000025.html</a>)</p> <p>3 入札参加有資格業者の区分 (1)補償コンサルタント業務の入札参加有資格業者を、本店又は営業所の所在地により区分する。 (2)本店又は営業所の所在地は、奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿により確認する。</p>		<p>1 補償コンサルタント業務入札参加資格の申請資格……「補償コンサルタント登録規程による補償コンサルタント業者」である者</p> <p>2 補償コンサルタント登録規程の概要(登録要件) 国土交通省のホームページ「補償コンサルタント登録制度」に記載のとおり(<a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk1_000025.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk1_000025.html</a>)</p> <p>3 入札参加有資格業者の区分 (1)補償コンサルタント業務の入札参加有資格業者を、本店又は営業所の所在地により区分する。 (2)本店又は営業所の所在地は、入札参加資格審査申請書の営業所一覧表に記載された営業所をもって確認するものとする。</p>																													
<table border="1"> <tr> <td>県内本店</td> <td>県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者</td> </tr> <tr> <td>県内営業所</td> <td>本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者</td> </tr> <tr> <td>県外業者</td> <td>県内には本店又は営業所を有しないが、本県の補償コンサルタント業務の入札参加資格を有している者</td> </tr> </table>		県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者	県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者	県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の補償コンサルタント業務の入札参加資格を有している者	<table border="1"> <tr> <td>県内本店</td> <td>県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者</td> </tr> <tr> <td>県内営業所</td> <td>本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者</td> </tr> <tr> <td>県外業者</td> <td>県内には本店又は営業所を有しないが、本県の補償コンサルタント業務の入札参加資格を有している者</td> </tr> </table>		県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者	県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者	県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の補償コンサルタント業務の入札参加資格を有している者																
県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者																														
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者																														
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の補償コンサルタント業務の入札参加資格を有している者																														
県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者																														
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として補償コンサルタント業務の入札参加資格を有する者																														
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の補償コンサルタント業務の入札参加資格を有している者																														
<p>4 総合評価落札方式における選定基準 設計金額が1,000万円未満の業務で、技術的な工夫の余地が比較的大きい業務及び設計金額1,000万円以上の業務については、原則として「低入札価格調査制度」を用いた総合評価落札方式を適用する。</p>		<p>4 総合評価落札方式における選定基準 設計金額が500万円以上1,000万円未満の業務で、技術的な工夫の余地が比較的大きい業務及び設計金額1,000万円以上の業務については、原則として「低入札価格調査制度」を用いた総合評価落札方式を適用する。 ただし、500万円未満の業務であっても、入札者から技術提案を求めることで業務の品質向上に寄与すると判断できる業務については適用する。</p>																													
<p>5 価格競争入札における選定基準 設計金額ごとに以下の要件による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計金額</th> <th>500万円未満</th> <th>500万円以上1,000万円未満</th> <th>1,000万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札形態</td> <td>一般競争入札※1 (価格競争入札) &lt;最低制限価格制度&gt;</td> <td>一般競争入札 (価格競争入札) &lt;最低制限価格制度&gt;</td> <td>一般競争入札 (総合評価落札方式) &lt;低入札価格調査制度&gt;</td> </tr> <tr> <td>選定対象業者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに入札形態と要件を決定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 地方自治法施行令第167条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合(随意契約で契約するものを除く。)は部局または事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。(例:入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合)</p>		設計金額	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	入札形態	一般競争入札※1 (価格競争入札) <最低制限価格制度>	一般競争入札 (価格競争入札) <最低制限価格制度>	一般競争入札 (総合評価落札方式) <低入札価格調査制度>	選定対象業者	入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに入札形態と要件を決定する。			<p>5 価格競争入札における選定基準 設計金額500万円未満の業務については、原則として「最低制限価格制度」を用いた「指名競争入札」を適用する。 設計金額500万円以上1,000万円未満の業務については、原則として「最低制限価格制度」を用いた「一般競争入札」を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計金額</th> <th>500万円未満</th> <th>500万円以上1,000万円未満</th> <th>1,000万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札形態</td> <td>指名競争入札 (価格競争入札) &lt;最低制限価格制度&gt;</td> <td>一般競争入札(価格競争入札)&lt;最低制限価格制度&gt; または 一般競争入札(総合評価落札方式)&lt;低入札価格調査制度&gt;</td> <td>一般競争入札 (総合評価落札方式) &lt;低入札価格調査制度&gt;</td> </tr> <tr> <td>選定業者数</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選定対象業者</td> <td>入札参加資格等審査会において、選定業者数、選定対象業者を決定する。</td> <td>入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに入札形態と要件を決定する。</td> <td>入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに要件を決定する。</td> </tr> </tbody> </table>		設計金額	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	入札形態	指名競争入札 (価格競争入札) <最低制限価格制度>	一般競争入札(価格競争入札)<最低制限価格制度> または 一般競争入札(総合評価落札方式)<低入札価格調査制度>	一般競争入札 (総合評価落札方式) <低入札価格調査制度>	選定業者数				選定対象業者	入札参加資格等審査会において、選定業者数、選定対象業者を決定する。	入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに入札形態と要件を決定する。	入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに要件を決定する。
設計金額	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上																												
入札形態	一般競争入札※1 (価格競争入札) <最低制限価格制度>	一般競争入札 (価格競争入札) <最低制限価格制度>	一般競争入札 (総合評価落札方式) <低入札価格調査制度>																												
選定対象業者	入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに入札形態と要件を決定する。																														
設計金額	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上																												
入札形態	指名競争入札 (価格競争入札) <最低制限価格制度>	一般競争入札(価格競争入札)<最低制限価格制度> または 一般競争入札(総合評価落札方式)<低入札価格調査制度>	一般競争入札 (総合評価落札方式) <低入札価格調査制度>																												
選定業者数																															
選定対象業者	入札参加資格等審査会において、選定業者数、選定対象業者を決定する。	入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに入札形態と要件を決定する。	入札参加資格等審査会において、発注業務ごとに要件を決定する。																												
<p>入札形態及び業者の選定に際しては、以下の事項に留意すること。</p> <p>I 入札形態</p> <p>① 設計金額が1,000万円未満の業務で、業務内容が比較的容易なものや標準的なものであり、特段の配慮を要するものでない場合は、一般競争入札(価格競争入札)&lt;最低制限価格制度&gt;を適用すること。</p> <p>② 設計金額が1,000万円未満の業務で、技術的な工夫の余地が比較的大きいものについては、一般競争入札(総合評価落札方式)&lt;低入札価格調査制度&gt;を適用すること。</p> <p>③ 設計金額にかかわらず特殊業務及び特段の配慮を要する業務等、上記基準に依り難い業務については、この限りでない。</p> <p>II 業者選定の特例</p> <p>① 業務内容に応じ、登録部門を考慮すること。</p> <p>② 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、指名選定に当たって考慮すること。</p> <p>III 指名の選定にあたっては、有資格者(県内本店・県内営業所・県外業者別)の指名選定回数が、発注所属(各土木事務所)単位において偏りが生じないように考慮すること。</p>		<p>入札形態及び業者の選定に際しては、以下の事項に留意すること。</p> <p>I 入札形態</p> <p>① 設計金額が500万円以上1,000万円未満の業務で、業務内容が比較的容易なものや標準的なものであり、特段の配慮を要するものでない場合は、一般競争入札(価格競争入札)&lt;最低制限価格制度&gt;を適用すること。</p> <p>② 設計金額が500万円以上1,000万円未満の業務で、技術的な工夫の余地が比較的大きいものについては、一般競争入札(総合評価落札方式)&lt;低入札価格調査制度&gt;を適用すること。</p> <p>③ 設計金額にかかわらず特殊業務及び特段の配慮を要する業務等、上記基準に依り難い業務については、この限りでない。</p> <p>II 業者選定の特例</p> <p>① 業務内容に応じ、登録部門を考慮すること。</p> <p>② 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、指名選定に当たって考慮すること。</p> <p>III 指名の選定にあたっては、固定化及び偏りが生じないように考慮すること。</p>																													